

## 日本語教育機関の告示基準の一部改正について

平成31年4月  
出入国在留管理庁

### 1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関の基準については、平成29年8月1日からその運用を開始したところ、運用状況を踏まえて次のとおり改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 在学状況が良好でない留学生の勤務先の報告に係る基準の追加（第1条第1項第39号）

1か月の出席率が5割を下回った生徒について、当該生徒が資格外活動の許可を受けている時は、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称と併せて、地方出入国在留管理局に対し当該生徒について報告させることとするもの。
- (2) 資格外活動許可を受けている留学生の勤務先の届出基準の追加（第1条第1項第40号）

学生の在籍管理の徹底のため、資格外活動を受けている留学生については、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称を日本語教育機関に届出させ、届出のあった内容を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存させることとするもの。
- (3) 留学生の日本語能力に係る試験の合格率等の結果の公表及び地方出入国在留管理局への報告、並びに当該結果が良好でない場合の改善策の報告に係る基準の新設（第1条第1項第45号）

教育の質の確保を目的として、各年度の課程修了の認定を受けた者の大学等への進学及び日本語能力に関し言語のためのヨーロッパ共通参照枠（「CEFR」）のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数について、地方出入国在留管理局へ報告し、公表するとともに、当該者の合計の割合が7割を下回るときは、改善方策を地方出入国在留管理局へ報告することとするもの。
- (4) 告示基準への適合性について点検を行い、地方出入国在留管理局へ報告する基準に係る規定の新設（第1条第1項第46号）

日本語教育機関の告示基準における適合性について、毎年度点検を行い、その結果を地方出入国在留管理局へ報告することとするもの。
- (5) 全生徒の6か月間の出席率及び当該期間における個々の生徒毎の月単位の出席状況の報告に係る基準に係る規定の新設（第1条第1項第47号）

全生徒の6か月間の出席率及び当該期間における個々の生徒毎の月単位の出席状況について、それぞれの期間の経過後3か月以内に地方出入国在留管理局への報告することとするもの。
- (6) 抹消の基準の追加（第2条第1項第3号、第5号、第6号）

留学告示から日本語教育機関を抹消する際の基準を厳格化するため、全生徒の6か月間の出席率の平均が7割を下回るとき、地方出入国在留管理局から適正校でない旨の通知を3年連続で受けたとき、大学進学者等及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計の割合が3年連続で7割を下回ったときなどは、同告示から抹消されることとしたもの。

(7) その他所要の改正

### 3 今後のスケジュール

平成31年 6月末 法務省ホームページにおいて公表

平成31年 7月1日 運用開始